

| 議案番号 | 件 名 |
|-----------|--|
| 提案課名 | 内 容 |
| 議案第 3 5 号 | 三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 税 務 課 | <p>【改正趣旨】 浸水被害対策のために整備される貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設などが行われたことから、三田市都市計画税条例の一部を改正するもの。</p> <p>【改正概要】 (1) 浸水被害対策のために整備される貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設について(条例公布の日施行)【同条例付則第4項】 特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として県知事の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準を、最初の3年度分、価格に3/4と同じくして都市計画税についても同様の改正を行うもの。</p> <p>(2) その他所要の規定の整備 地方税法改正に伴い参照条項等を改正するもの。</p> |